

一般社団法人訪問看護支援協会 会員規約

第1章 総則

第1条（名称）

本規約は一般社団法人訪問看護支援協会（以下「当協会」）の会員に関する事項を定めます。

第2条（目的）

当協会は、終末期における患者およびその家族を支援する人材を育成し、豊かな看取りを社会に広めることで高齢者福祉の増進に寄与することを目的とします（定款第3条）。

第3条（会員種別）

当協会の会員は、以下のとおりとします。

- 正会員：訪問看護ステーション等の団体
- 個人会員：看護師、介護職員等の個人
- 賛助会員：本協会の目的に賛同し、事業を賛助する法人・団体・個人
- 特別会員：医療機関・研究機関等、協会が特に認めた者

第2章 入退会

第4条（入会）

1. 入会を希望する者は、所定の申込書を提出し、理事会の承認を受けて会員となります。
2. 入会金は不要とします。

第5条（会費）

1. 会員は、毎年度以下の年会費を納入するものとします。
 - 正会員：50,000円
 - 個人会員：10,000円
 - 賛助会員：500,000円
 - 特別会員：無し
2. 既納の会費は、理由の如何にかかわらず返還しません（定款第10条2項）。

第6条（退会）

1. 会員は、所定の退会届を提出することで、いつでも退会できます（定款第8条）。
2. 会費未納が1年以上継続した場合、会員資格を喪失します（定款第10条）。

第7条（除名）

会員が定款または本規約に違反し、または協会の名誉を傷つけ、目的に反する行為をした場合は、社員総会の決議により除名することがあります（定款第9条）。

第3章 会員の権利・義務

第8条（権利）

1. 会員は、協会の主催する研修・イベント等に参加できます。
2. 会員は、協会が発行する情報・資料を受け取ることができます。
3. 正会員は、定款に基づき社員総会の議決権を有します（定款第11条）。

第9条（義務）

1. 会員は、協会の目的達成のため協力し、定款・本規約を遵守しなければなりません。
2. 会員は、年会費を期限までに納入しなければなりません。

第4章 会員特典

第10条（特典の概要）

- 正会員：経営・運営相談、研修優待、協会主催事業への優先参加
- 個人会員：キャリア相談、専門情報の提供、研修優待
- 賛助会員：協会HP等での企業紹介、イベントでの広報機会
- 特別会員：共同研究・情報交換等、個別に定める特典

第5章 雑則

第11条（個人情報の管理）

会員の個人情報は、協会の個人情報保護方針に基づき適切に管理します。

第12条（規約の変更）

本規約の変更は、理事会の議決を経て、社員総会の承認をもって行います（定款第28条）。重要な変更は会員に事前通知します。

第13条（準拠法・管轄）

本規約に定めのない事項は、定款および一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他関係法令によります。紛争が生じた場合は、主たる事務所所在地である東京都港区を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2025年5月18日施行

一般社団法人訪問看護支援協会